

## 認定を受けた管理計画の変更のうち軽微な変更

1	<p>長期修繕計画の変更で、右に掲げるもの</p>	<p>(1) マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であって、計画期間又は修繕資金計画（長期修繕計画に定められたマンションの修繕の実施に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画をいう。(2)において同じ。）の変更を伴わないもの</p> <p>(2) 修繕資金計画の変更であって、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないもの</p>
2	<p>2以上の管理者等を置く管理組合にあっては、その一部の管理者等の変更（認定（変更の認定を含む。）又は認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）</p>	
3	<p>監事の変更</p>	
4	<p>規約の変更であって、監事の職務及び右に掲げる事項の変更を伴わないもの</p>	<p>(1) マンションの管理のため必要となる、管理者等によるマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）の定めにより特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入りに関する事項</p> <p>(2) マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項</p> <p>(3) マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項</p>